（準用）

第四十四条　第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は登録講習機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）		
第二十三条第四号	法第十条の二十四第一項第二号	法第二十六条の五第二項において準用する法第十条の二十四第一項第二号
第二十三条第六号	法第十条の二十二に	法第二十六条の五第二項において読み替えて準用する法第十条の二十三第五号に
第二十三条第八号	法第十条の二十三第三号から第六号	法第二十六条の五第二項において準用する法第十条の二十三第三号から第六号
第二十三条第九号	法第十条の二十四第一項各号	法第二十六条の五第二項において準用する法第十条の二十四第一項各号
第二十三条の二	法第十条の二十三第五号	法第二十六条の五第二項において準用する法第十条の二十三第五号
（略）		

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部改正）

第二十四条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（心身の故障により特定地方管理空港の運営等を適正に行うことができない者） **第五条の二**　法附則第十四条第二項第四号ホの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により同条第一項の特定地方管理空港の運営等を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（新設）

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

第二十五条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（準用）

第四十四条　第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は登録講習機関について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）		
第二十三条第四号	法第十条の二十四第一項第二号	法第二十六条の五第二項において準用する法第十条の二十四第一項第二号
第二十三条第六号	法第十条の二十二に	法第二十六条の五第二項において読み替えて適用する法第十条の二十四第一項第一号に
第二十三条第九号	法第十条の二十三第四号から第六号	法第二十六条の五第二項において準用する法第十条の二十三第四号から第六号
第二十三条第十号	法第十条の二十四第一項各号	法第二十六条の五第二項において準用する法第十条の二十四第一項各号
（新設）		
（略）		